

第30回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和4年12月20日(火)午後2時00分
閉 会 令和4年12月20日(火)午後2時42分
場 所 市役所北庁舎3階第5会議室

2 会議録署名委員

- 2番 松村昌治委員 3番 堀江甚貴委員
12番 市川耕作委員(会長)

3 出席委員

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 筒井敏彦委員 | 2番 松村昌治委員 |
| 3番 堀江甚貴委員 | 4番 菊池伸明委員 |
| 5番 高木一郎委員 | 6番 石川孝治委員 |
| 7番 平田佳子委員 | 8番 住崎岩衛委員 |
| 9番 小林茂委員 | 10番 大室正行委員 |
| 11番 小牧直子委員 | 12番 市川耕作委員 |
| | 14番 伊藤久夫委員 |
| 15番 千金楽千詠委員 | |
| 17番 志水清隆委員 | 18番 榎本重雄委員 |
| 19番 石坂成雄委員 | 20番 戸井田昭次委員 |

4 欠席委員

- 13番 澤井正委員 16番 岡田正宏委員

5 議 長

- 12番 市川耕作委員(会長)

6 事務局(説明員)

- 高野和夫局長 榎澤有一事務職員 原口幸代事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について（農地法第4条関係）
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
(農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 7 第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 第6号議題 報告 国有農地等の転用貸付の合意解約について
- 9 第7号議題 府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について
- 10 その他
 - (1) 生産緑地地区の制限解除について ……資料No. 1
 - (2) 農業委員会活動スローガンの募集について ……資料No. 2
 - (3) 12月度活動報告について ……資料No. 3
 - (4) 次回の総会開催日
日 時 令和5年1月20日（金） 午後2時から
場 所 市役所北庁舎3階第1会議室
 - (5) その他

午後2時00分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは、定刻になりましたので、ただ今から第30回府中市農業委員会総会を開会したいと思います。

最近朝、氷が張ったり霜柱が立ったり、いろいろと作業が大変だとは思いますが、雪が降らないからまだいいですね。

本日は、13番澤井委員さん、16番岡田委員さんから都合により欠席との連絡が入っています。出席者の人数は定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることを、ご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は2番、松村委員さん、3番、堀江委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、今回も会議の時間短縮に心がけ、新型コロナウイルス感染防止に努めたいと思いますので、議案の説明は、事前にお配りしている説明書をお読みいただいていると思われることから省略し、委員さんからの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第1号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いいたします。

第1号議題の説明文

第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は是政〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、本町〇の〇〇の〇〇、330平方メートル。届出書が到達した日は、令和4年11月21日、転用の目的は専用住宅となっています。

2ページの案内図は当該地を示しています。現地確認は伊藤委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第1号議題 農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項の現地の確認は伊藤委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） 第1項、伊藤委員さん如何ですか。

○委員（伊藤委員） はい、18日に現地の確認をしました。18日に行った時にはちょうど作業を始めるところでした。そこはブルーベリーや夏みかんとかの果樹が植わっていた所で、問題ないと思います。

○議長（市川委員） 他にご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、第1項の報告を了承することといたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は2件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第2号議題の説明文

第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲受人は大阪市北区大淀中〇の〇の〇〇、〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は是政〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、本町〇の〇〇の〇〇，〇〇の合計2筆、910平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和4年11月21日、転用の目的は建売住宅6棟となっています。

4ページの案内図は当該地を示しています。現地の確認は第1号議題第1項同様、伊藤委員さんをお願いしています。

第2項、譲受人は川崎市多摩区登戸〇〇〇〇の〇、株式会社〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は分梅町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、分梅町〇の〇〇の〇、142平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和4年12月2日、転用の目的は建売住宅1棟となっています。

6ページの案内図は当該地を示しています。現地の確認は住崎委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項の現地の確認は先ほどと同様、伊藤委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は住崎委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） それでは、第1項、伊藤委員さん如何でしょうか。

○委員（伊藤委員） はい、先程と同じで果樹が植わっておりまして、問題ないと思います。以上です。

○議長（市川委員） はい、では第2項、住崎委員さん如何でしょうか。

○委員（住崎委員） はい、6.ページの案内図をご覧ください。現在は草が茂っていて何も手入れをされていない状態ですが、当該地の前面には道路がちゃんと接道しておりますので、建築については問題ないと思います。以上です。

○議長（市川委員） ありがとうございます。他にご意見等ありますでしょうか。

（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、第1項、第2項の報告を了承することといたします。

次に、「第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明申請の件数は2件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします

第3号議題の説明文

第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、多磨町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、多磨町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇。特例適用農地は、多磨町〇の〇〇の〇〇、〇〇の〇の合計2筆、山林と畑を合わせて、1, 595平方メートル。

第2項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、若松町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇。特例適用農地は、押立町〇の〇の〇、〇、〇、〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、若松町〇の〇〇の〇、〇、〇の一部の合計11筆、田と畑を合せて3, 222.45平方メートル。

8から10ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、11ページの案内図は当該地を示しています。現地の確認は戸井

田委員さんをお願いしています。

12から14ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、15、16ページの案内図は当該地を示しています。現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項の現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） 第1項、戸井田委員さん如何でしょうか。

○委員（戸井田委員） はい、案内図の11ページでございます。現地を確認した結果、果樹等が植っており特に問題はないと思います。

○議長（市川委員） 次に第2項、大室委員さん如何でしょうか。

○委員（大室委員） はい、12月12日に現地確認に行きまして、資料の15ページですね。この畑はブロッコリーが8割方栽培されていて、その他サトイモ等が適切に管理されていました。続いて16ページの方は、7棟ぐらいハウスが建っておりまして、いろいろな種類のキノコを栽培しておりまして、適切に管理していました。

世帯主が59歳で今年の3月に亡くなったもので、まだいろいろと大変でしょうが、畑の方は息子さんがもう代を継いでいて、適切に管理されていました。

○議長（市川委員） 他にご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、第1項、第2項は証明することといたします。

次に、「第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明申請件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第4号議題の説明文

第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、緑町〇の〇〇の〇、〇〇〇、農業の主たる従事者、緑町〇の〇の〇、〇〇〇〇。買取り申し出生産緑地は、天神町〇の〇〇の〇，〇〇の合計2筆、山林、2，699平方メートル。

18、19ページは〇〇氏から提出された証明申請書、買取り申し出生産緑地の明細書で、20ページの案内図は当該地を示しています。現地の確認は堀江委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項の現地の確認は堀江委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） それでは、第1項、堀江委員さん如何でしょうか。

○委員（堀江委員） はい、案内図20ページになります。12月12日に現地確認に行きました。右側3分の2が家庭菜園で区分ごとに野菜が作られていました。右側3分の1はトラクターで耕してありましたが何も植えられていない状態でした。特に問題ありません。

○議長（市川委員） 他にご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議等がないようですので、第1項は証明することといたします。

次に「第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明申請の件数は6件です。現地確認の委員さんの報告を事務局からお願いいたします。

第5号議題の説明文

第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が令和2年1月23日から令和4年11月14日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷〇の〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は西原町〇の〇〇の〇，〇、〇〇の〇、〇〇の〇、〇〇の〇、四谷〇の〇〇の〇，〇，〇，〇〇，〇〇の合計10筆、畑、3，825.32平方メートル。

第2項、次の者が令和元年11月15日から令和4年11月16日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇、〇、〇の〇〇の〇、〇〇、〇〇、〇〇の合計6筆、田、1、775平方メートル。

第3項、次の者が令和2年1月23日から令和4年11月16日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、是政〇の〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、是政〇の〇〇の〇、畑、601平方メートル。

22ページに移りまして、第4項、次の者が令和元年10月15日から令和4年11月29日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、南町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇、〇、〇〇の〇、〇〇の〇、〇、〇、〇〇の〇、〇の〇〇の〇の合計12筆、畑、2、742平方メートル。

第5項、次の者が令和元年11月20日から令和4年11月29日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、国分寺市東元町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、栄町〇の〇の〇、〇〇の〇、〇の〇〇の〇の合計3筆、畑、7、341平方メートル。

第6項、次の者が令和元年12月10日から令和4年12月7日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、是政〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、是政〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇〇、矢崎町〇の〇の〇の合計4筆、畑、899平方メートル。

23、24ページは〇〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

25、26ページの案内図は当該地を示しています。

27、28ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、お米、野菜等を生産しています。

29ページの案内図は当該地を示しています。以上の第1項、第2項の現地の確認は、市川会長さんをお願いしています。

30、31ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

32ページの案内図は当該地を示しています。現地の確認は伊藤委員さんをお願いしております。

33、34ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

35、36ページの案内図は当該地を示しています。現地の確認は小林委員さんをお願いしています。

37、38ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種植木を生産しています。

39、40ページの案内図は当該地を示しています。現地の確認は堀江委員さんをお願いしています。

41、42ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

43、44ページの案内図は当該地を示しています。現地の確認は、伊藤委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、第2項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

第3項、第6項の現地の確認は伊藤委員さんをお願いしています。

第4項の現地の確認は小林委員さんをお願いしています。

第5項の現地の確認は堀江委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） 第1項、第2項は私です。

まず第1項ですけれども、17日に現地に確認に行ってみりました。地図で見ますと25ページの西原町の上の方はハウスが7棟建っていて、大根を始めいろいろな野菜が植わっていました。下の方は露地ですが、やはりブロッコリーですとかいろいろな野菜が一面に植えてありました。次に26ページです。四谷〇丁目の方は半分くらいネギが植わっておりまして、残り半分は他の野菜が植わってありました。特に問題ございません。

続きまして29ページの左側は田んぼ専用で刈り取った跡の状態です。右側は一部田んぼで若干野菜が植わってました。いずれも特に問題ないと思います。

続いて第3項、第6項、伊藤委員さん如何でしょうか

○委員（伊藤委員）はい、案内図の32ページ、ここは北側にはキウイや柑橘が植わっておりまして、南側で野菜を作っていました。ここは用水に囲まれていて車やトラクターのようなものが入ることが出来ず、ほぼ人力で耕作していて、若干草が多いですが問題ないと思います。

43と44ページの案内図になりますが、43ページの方がネギ、大根、白菜だとか今の野菜が自家消費に植わっております。44ページの方は里芋だけ一列だけ植わっていて、あとは耕してありますので問題ないと思います。

○議長（市川委員） 次に第4項、小林委員さん如何でしょうか。

○委員（小林委員） はい、18日に現地確認に行きました。案内図35ページになります。こちらは南町〇丁目の畑ですが、ネギとかのらぼうとかその他冬野菜が作付けられていて問題ないと思います。

それから36ページの方は、南町〇丁目の方は耕うんはしてありましたが作物は何も作付けされていない状態でした。何の問題もないと思います。以上です。

○議長（市川委員） 続いて第5項、堀江委員さん如何でしょうか。

○委員（堀江委員） はい、12月6日に現地確認を行いました。39ページになりますが、全体に数十種類の木々が種類別に植えられていました。適正に管理されていて問題ございません。

次に40ページになります。こちらにも全体に数十種類の木々が種類別に植えられていて、特に問題ありませんでした。以上です。

○議長（市川委員） ありがとうございます。第1項から第6項について他にご意見等ございますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、第1項から第6項は証明することといたします。

次に、「第6号議題 報告 国有農地等の転用貸付の合意解約について」を議題とします。本件は国有農地の転用貸付の合意解約となります。

第6号議題の説明文

第6号議題、報告、国有農地等の転用貸付の合意解約について。

本件は、〇〇氏が貸付けを受けた当該国有農地で駐車場を営んでいましたが、駐車場は当初の借りる目的にないため、国からは是正を求められていました。

そのような時に、賃借人に相続が発生しましたが、駐車場のままでは違反転用に当たるとのことから、相続人への名義変更は認められませんでした。違反転用の是正は引き続き求められました。

相続人は当初の目的での使用予定はないので、駐車場用ダストを取り除き更地に原状回復をして解約の申入れを行い、合意解約となったものです。

1の当事者の賃貸人は新宿区西新宿2の8の1、農林水産省所管、国有財産管理者、東京都知事、小池百合子、賃借人は寿町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、2の土地の所在は、寿町〇の〇〇の〇〇、〇〇の2筆、それぞれ公簿面積243平方メートル、実測面積243.04平方メートル、公簿面積232平方メートル、実測面積232.81平方メートル。3から5の賃貸借契約の内容、合意解約の合意が成立した日等は記載の通りです。

46から49ページは国有農地等の転用貸付の合意解約通知書、〇〇氏の相続人2名からの貸付の解約申入書・都知事の解約同意書、国有農地貸付通知書で、50ページの案内図は当該地を示しています。

○議長（市川委員） 資料をお読みいただいていると思いますので、何かご質問等ありましたらお願いいたします。（…）

よろしいですか。解約だから問題はないかと思えます。

ご質問がないようですので、本件を了承することといたします。

次に、「第7号議題 府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について」を議題とします。

本件の説明のため公園緑地課の職員の方が出席していますので、早速、説明をお願いいたします。宜しくお願いします。

○公園緑地課（轟課長） 改めまして皆さまこんにちは、公園緑地課長の轟でございます。

第7号議題に入る前に、貴重なお時間をいただきまして、一言ご挨拶をさせていただきます。農業委員会の皆様におかれましては、日ごろより、生産緑地業務に、ご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

この場をお借りしまして、特定生産緑地の状況について、ご報告させていただきます。

まず初めに、平成4年に指定した生産緑地につきましては、特定生産緑地として10年間の延長の意向や手続きを、農業委員会の皆様などのご協力もいただきながら進めさせていただき、誠にありがとうございました。

おかげさまで、対象者全員に指定する、または指定しない旨の通知の発送も無事

に完了いたしまして、本年6月10日に告示をさせていただいております。

また、平成5年に指定した生産緑地につきましても、対象者全員から意向を確認することができております。その結果でございますが、対象の方は23名ございまして、このうち、21名の方は継続で、2名の方が継続しない結果となり、割合としましては、約91パーセントの方々が、この先10年、特定生産緑地として営農していただけることになりました。

この結果を受けまして、来年1月に開催予定の府中都市計画審議会におきまして、意見聴取を行う予定とさせていただいております。

なお、平成6年指定分につきましては、対象者2名に特定生産緑地の指定に係る申請を案内させていただいておりますが、対象者の意向の見通しがつきましたら、農業委員会の皆様に状況をご報告させていただきますので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、担当から本日の議題の説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○公園緑地課（峰事務職員） 改めて公園緑地課緑化推進係の峰と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、第7号議題「府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更」につきまして、ご説明させていただきます。

現在、生産緑地の追加指定及び削除、区域訂正をするにあたり、都市計画変更の準備を進めております。府中都市計画生産緑地地区の変更案を説明する前に、これまでの経過と今後の予定をご説明いたします。

生産緑地地区の追加指定の申請は、今回の都市計画変更分として、昨年6月から本年5月末まで受付け、7月25日に農業委員会の皆様に現地調査を、また、8月25日付で農業委員会から農地に該当している旨の回答をいただいております。

生産緑地地区の削除については、昨年4月から10月頭までに買取りの申し出があったものを対象として、変更案を作成しております。

今後の予定としましては、来年1月に予定されております府中都市計画審議会に付議する予定でございます。つきましては、本日ご説明する内容は、府中都市計画審議会前のものとなりますので、お配りしております図面は、本委員会終了後回収させていただきますので、ご了承ください。

それでは、府中都市計画生産緑地地区の変更案の詳細について、ご説明いたします。

1 ページをご覧ください。全体の概要でございます。

第1の「種類及び面積」でございますが、変更後の面積は、約92.68ヘクタールになります。

第2の「削除のみを行う位置及び区域」でございますが、削除となるのは8件で、面積は約10,610平方メートルとなります。

続きまして、2 ページをご覧ください。

第3の「追加のみを行う位置及び区域」でございますが、追加となるのは1件で、面積は約500平方メートルになります。

続きまして、3 ページをご覧ください。

第4の「区域の変更のみを行う位置及び区域」でございますが、こちらは、生産緑地地区を管理するために使用する計画図のうち、地区の形状がずれたもの6件について修正を行うものです。

今回、6ヶ所の「区域の訂正」を行う理由としましては、令和5年分の特定生産緑地の指定手続きのため、書類審査や現況確認を進める中で、今までの計画図と整合が図られていない生産緑地地区が複数確認できましたので、ここで修正させていただくものです。

具体的には、形状に疑義があるものについて、航空写真や公図、住宅地図など複数の資料を比較し、より正確な形状に修正しております。

この結果、畑や田んぼの形状で、出っ張り、引っ込み、大きすぎる、小さすぎるなどの不具合が生じている、6ヶ所の地区の見直しを行うものでございます。

続きまして、4 ページは、新旧対照表と変更概要となっております。

この中で、生産緑地地区の8件の削除、1件の追加、6件の区域訂正としておりますが、併せて、削除に伴う端数処理や、生産緑地の登録面積と登記簿面積を一致させるなどの面積精査も行います。

下の段の表「変更概要」をご覧ください。全体の生産緑地地区の件数は、438件から434件で4件の減となり、面積は、約93.66ヘクタールから約92.68ヘクタールとなり、約0.98ヘクタールの減となります。

続きまして、変更となる個々の地区について、A3判の計画図にてご説明いたします。

まず初めに、生産緑地地区の区域訂正となるものをご説明させていただきます。

はじめに、A3判計画図の5ページ、右下の凡例をご覧ください。

計画図の表示は、緑の縦縞の部分が、生産緑地として、既に指定されている区域、オレンジ色で着色されたものが、「今回区域の変更を行う区域」となります。

ここでは、計画図と併せて、参考資料となる、A4判の区域訂正の比較図とともにご覧ください。

図面中央の地区番号514では、地区の中央部分を修正いたしました。A4判の比較図の参考資料では、2ページの下段、丸囲いの部分が修正箇所となります。

続きまして、A3判計画図の7ページをお願いいたします。

図面中央の地区番号520では、北側が縮むように修正しました。A4判の比較図の参考資料では、3ページ、上の段となります。

続きまして、計画図の9ページをお願いいたします。

図面の右側、地区番号148では、当初より、図面中央部分の水路が生産緑地地区として取り込まれていたため、水路部分を生産緑地地区の区域から除外しました。比較図の参考資料では1ページ、上の段で示しております。

同じ図面の左側、地区番号529では、北西側の凹凸を修正いたしました。比較図の資料では、3ページ、下の段となります。

続きまして、A3判計画図の12ページをお願いいたします。

図面中央、地区番号317では、西側の凹凸を修正しました。比較図の資料では、1ページ、下の段となります。

続きまして、計画図の13ページをお願いいたします。

図面中央、地区番号330では、南東側の凹凸を修正しました。比較図の資料では、2ページの上段で示しております。

このように、現地と図面との整合性が図られなかった理由としては、生産緑地の指定を行った平成5年当時は航空写真や地図情報が今ほど充実していなかったことが原因ではないかと考えております。

今後、修正の必要が確認できた場合には、今回と同様に修正に取り組んでまいりたいと思います。

以上が、今回の生産緑地地区の区域訂正となります。

続きまして、生産緑地地区の削除および追加の説明をさせていただきます。

A3判の計画図は戻りまして、6ページをお願いいたします。

はじめに、計画図右下の凡例をご覧ください。赤の塗りつぶし部分は今回削除を行う区域となっております。

それでは、図面左側をご覧ください。地区番号55、地区名白糸台地区、白糸台体育館の南西側に位置し、令和4年3月24日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約2,160平方メートルを削除するものです。

次に、図面の右側をご覧ください。地区番号558、地区名紅葉丘地区、紅葉丘東公園の東側に位置し、令和4年3月24日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約590平方メートルを削除するものです。

続きまして、計画図の8ページをご覧ください。

図面中央をご覧ください。地区番号118、地区名押立町地区、都立府中東高等学校の北側に位置し、令和4年2月2日に主たる従事者の故障により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約860平方メートルを削除するものです。

続けて、地区番号122、地区名押立町地区、押立公園の南東側に位置し、令和4年3月24日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約1,040平方メートルを削除するものです。

続きまして、計画図の10ページ、右下の凡例をご覧ください。

緑の塗りつぶし部分は今回追加を行う区域となっております。

図面右側をご覧ください。地区番号192、地区名若松町地区、市営第六若松町住宅の南西側に位置し、地区の一部、約500平方メートルを追加するものです。

次に、図面左側をご覧ください。地区番号189、地区名若松町地区、東京都水道局若松浄水所の西側に位置し、公共施設の設置に伴い、地区の全部約5,120平方メートルを削除するものです。

続きまして、計画図の11ページをご覧ください。

図面中央をご覧ください。地区番号302、地区名南町地区、中央自動車道の南側に位置し、開発事業に伴う道路新設により、地区の一部、約10平方メートルを削除するものです。

同じく、地区番号304、地区名南町地区、こちらも地区番号302と同様に、開発事業に伴う道路新設により、地区の一部、約130平方メートルを削除するものです。

続きまして、計画図の14ページをご覧ください。

図面中央をご覧ください。地区番号420、地区名四谷地区、四谷文化センターの南側に位置し、令和3年12月2日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約700平方メートルを削除するものです。

以上、府中都市計画生産緑地地区の変更案につきまして、ご説明させていただきました。

よろしくお願いいたします。

○議長（市川委員） はい、説明が終わりました。

皆さんからご質問等ございますか。（…）

それでは、本件を了承することといたします。

なお、資料は回収いたしますので、そのまま机上に置いておいてください。

ここで、公園緑地課職員は退席いたしますので、少しお待ちください。

（公園緑地課職員退席）

次に10「その他」に入ります。

はじめに（1）「生産緑地地区の制限解除について」資料1ですが、皆様の方から何かありますか。（…）

ないようでしたら、次に（2）「農業委員会活動スローガンの募集について」ですが、東京都農業会議より募集依頼が来ております。何かスローガンとしてこれはないものがありましたら東京都農業会議に応募をしていただければ有難いですし、採用された暁には何か景品が出るようです。参考までに後ろから2枚目にスローガンの過去の物が書いてあります。こちらの応募は事務局が取りまとめませんので、後ろの用紙に記入して直接FAXかメールでお願いいたします

次に（3）「12月度活動報告について」資料3ですが、何かありますか。（…）資料3の下から2つ目、府中市農業まつりの実行委員会の反省会が先日13日にありました。

委員のみなさんからいろいろな意見がございました、11月ですか、質問がありました品評会の基準の話も出ました。来年はどのような形で出来るか分かりませんが、そういった意見を反映していきたいなと思います。品評会関係もだんだん出品が少なくなっているという意見もありましたので、新しい品種ですとか若手ですとか積極的に出せるような環境作りをしたらいいのかと思いました。

なければ、（4）の「次回の総会開催日」ですが、年明けの1月20日、金曜日、

午後2時から第1会議室で開催しますので、ご出席をお願いします。

次に(5)のその他ですが、委員の皆さまから何かありますか。(…)

なければ、事務局から何かありますか。(…)

○事務局(高野局長) はい、会長、早いもので皆様の農業委員としての任期が来年7月19日をもって任期満了となることから、新農業委員の推薦についての事前の準備をお願いしますという連絡になります。

また、マインズ農協の府中市の支部が、多磨で17支部、西府で11支部あると聞いており、この支部長も全部かどうか分かりませんが交代の時期になるということと農業委員さんの人事が議会案件になっているものですから、早めに周知をさせていただいた次第でございます。

年明けの1月になりましたら正式に募集要項ですとか推薦書を一緒にセットしたものを支店長さんと支部長さんの方に出ささせていただいて、ご協力をお願いすることになると思います。皆様のもとにもそういったお話とかご相談があるかと思いついて、本日、この場を借りまして、現在の状況をご連絡させていただきました。以上です。

○議長(市川委員) 早いもので来年の7月に改選というかたちですけども、地区によっては1期のみですとか慣例で決まっているような地区もあるようですが、選出方法としては従来から13地区は地元の推薦というかたちをとっておりますので、それは優先されると思います。そのような話が私の方にはもう来ています。皆様の方にも話が来ているかもしれませんが、よろしくをお願いします。

○事務局(榎澤事務職員) はい、会長、もう一点、年度末が近づいてきまして、いろいろな表彰関係が決まってきましたので、情報としてお知らせいたします。

東京都農業会議の企業的農業経営者には四谷の〇〇〇〇さん、同じく東京都農業会議の農業後継者には白糸台の〇〇〇〇さんを府中市として推薦をいたしまして、表彰されることになりました。それから北多摩農業委員会連合会の農業功労者には住吉町の〇〇〇〇さんを推薦いたしまして、こちらの方はまだ正式な通知はありませんが、表彰されることになると思います。以上3名の方を推薦しておりますので、どこからか聞かれた場合にはお答えをしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長(市川委員) 他はよろしいでしょうか。(…)

それでは本日の第30回農業委員会総会は終了とさせていただきます。

次回も、新型コロナウイルスが相変わらず終息していませんので感染予防対策を十分行い、全員出席のもと総会を行いたいと思っておりますので、どうぞよろしく
お願いいたします。本日はありがとうございました。

午後 2 時 4 2 分開会